

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第6回）

1. 日時

令和2年7月30日（木）10時45分～11時50分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

（1）構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、央戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、林構成員

（2）総務省

高市総務大臣、寺田総務副大臣、谷脇総務審議官、秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官、犬童情報流通行政局総務課長、井幡同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、萩原同局放送技術課長、木村同局放送技術課企画官、林同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長、吉田同局衛星・地域放送課長、廣瀬同局地域放送推進室長

4. 議事要旨

（1）議題

通信・放送融合時代に向けた受信料制度の在り方に関する論点整理

（2）意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【大谷構成員】

非常に共感を覚えているのが、23ページにお示しいただいているドイツのキルヒホフ鑑定です。歴史的な背景や、現在の日本とドイツの視聴環境も異なっているとはいいますが、アクセス機会という利益に対して受信料を払うという負担金の考え方には共感を覚えています。

ただ、視聴実態と乖離がなければという条件付です。25ページにグラフを示しているように、乖離が大きいのが実態でして、この乖離をどうするかについてはやはり考えていかなければいけないですし、NHK様からのご説明などを今後、期待しています。

テレビの非接触率の増加につきましては、若い世代を中心にネットで情報を取得することが選択されていることによるものと思われませんが、逆に公共放送のコンテンツがデバイスにかかわらず視聴されることの価値や意義はむしろ高まっていることを考えますと、世代を超えて共通の公共放送のコンテンツを視聴できる環境を整えるために、NHKプラスを拡大していくことは、伝統的な放送の補完という役割の位置づけは変えないとしても、任意業務でやってもやらなくてもよいということではなく、いずれ必須業

務として普及に努める必要が出てくるのではないかと考えております。それが乖離を埋める一助になるのではないかと考えております。

そうしますと、18ページでお示しいただいているように、イギリス型に見られますように、受信設備を持たずにアプリで視聴する方にも公共放送を支えていただくことが可能になるのではないかと思います。

事務局でご用意いただいた資料についての意見は以上ですが、これまで構成員から頂いた意見を眺めてみまして、例えば21ページに小塚構成員が述べられているように、平成29年の最高裁判決が現在の放送制度と受信料制度をどのように捉えているのか、やはりしっかり読み返す必要があると思ひまして、私自身も読み返してみたところです。そうしますと、通信・放送融合時代の環境が大きく変わっているといっても、変わらない考え方が示されている一方で、昨今の環境変化では必ずしも同じ見解に拘泥する必要がないのではないかと感じさせられた次第です。

変わらないものとしては、財源の自律性を重視する考え方や、民放との二元体制を重視する、歴史的な説明をしている箇所です。

例えば、財源の自律性について述べているところでは、財源についての仕組みは特定の個人や団体、国家機関から、財政面での支配や影響が及ぶことのないようにするという考え方が示されているのは、現在も当然ですが、10年後、20年後、将来にも妥当な考え方だと思います。

その意味では、30ページに整理されている受信料額の決定方法については、現在の国会や政府の関与の仕方を制度面で変える必要はないと思ひますし、むしろその運用面をどのように効率的、効果的に機能させるかの工夫を凝らすべきではないかと考えております。

他方、変わっても良い点としては、受信契約の締結について、双方の意思表示が合致することが望ましいと判決で述べられていますが、受信契約の締結に理解が得られるように説明責任を尽くすというところは当然変わらないものですが、双方の意思表示の合致に向けた説明の方法について、これまでは世帯に直接訪問して直接説明することが中心であったのに対して、一人世帯の増加や、コロナの下で訪問することが困難になっているような状況では、双方の意思表示の合致による受信契約ということに拘泥しなければいけないかという点では、見直しの時期かもしれないと思ひます。非常に示唆に富んでいる判決だと思ひましたので、この場で述べさせていただきました。

【小塚構成員】

私の意見は、実は第5回の会合でも申し上げて、既に本資料に採録もされているのですが、第5回は非公開会合でしたので、少し繰り返しのわたることも含め、簡単にお話をしたいと思います。

3点あります。

まず第1点目として、この受信料制度の問題は、公共放送、端的にNHKの問題だと思われがちですが、抽象的に言えば、テレビ放送という仕組み自体を成り立たせる場に関する問題であって、放送制度全体に関わってくるという認識から出発したいと思ひます。

例えば、受信料の金銭的負担を感じてテレビ受信機を持たないという選択をする世帯が仮にあったならば、あるいは、衛星放送の付加受信料を負担とを感じるがゆえに衛星放送受信設備を持たないという世帯があったとすれば、実はNHKだけの問題ではなくて、民間の地上波放送、民間の衛星放送が視聴される機会にも影響することになるので、実はここで議論していることは日本の放送制度の先々をどうつくっていくかということだろうと思ひます。

もう1つ、公平負担ということが今日の資料にも何度も出てきまして、この意味をず

っと考えておりました、自分は払っているのに払わずに見ている人がいることがけしからんということだとすると、感情としては分かりますし、国民の納得感という意味ではそうなのかもしれませんが、あまり品がよろしくないかなというふうに感じているわけです。

しかし、よく考えますと、今、大谷さんがちょうどおっしゃったのですが、財源の自律性が日本の放送制度の核心であり、これは将来にわたって維持されるべきものであるとすれば、お金を払いたいと思っている人だけが財政的に支えることは決して望ましいことではなくて、広く国民・視聴者から金銭的な負担、金銭的な拠出があって、それに基づいて広く国民・視聴者の期待に応える公共放送が提供されることが重要であり、そういう意味での公平負担だと考えます。

以上2つのことからすると、テレビ受信機を今後持たず、しかし、インターネット経由で放送コンテンツを受信したいという視聴者・国民が現れるのであれば、そのような方々をも公共放送を支える方々として取り込んでいき、そのような方々に対しても、民間放送も含めた放送コンテンツを見ていただくという場をつくっていくという意味で合理性があるのではないかと考えます。これをBBCに似た仕組みと言えそうなのかもしれませんが、日本においてもそのような制度は考えられるのではないかと思います。

以上が、徴収対象についてです。

次に、徴収単位に関してですが、今回の資料を通信・放送融合時代に向けた受信料制度とまとめていただいております。通信・放送融合時代の中で、一般の動画コンテンツと放送とはどこが違うかということについて、色々な考え方があると思いますが、1つは、やはり放送コンテンツは比較的家庭で見られてきた、あるいは、事業所でも複数の人が集まるという形で見られてきました。歴史的にデバイスの特性上そうだったということなのですけれども、ここにやはり放送の大きな特徴があって、現在のコンテンツの作り方もそうになっています。通信のように一対一で提供されるものとはコンテンツの性質自体が違って、ここにある種の放送サービス、放送コンテンツのアイデンティティがあるのではないのでしょうか。

そうだとすると、かなり先の将来は分かりませんが、差し当たり世帯という徴収単位が良いのではないのでしょうか。ただし、世帯の意味は今後変わっていくかも知れず、例えば婚姻という形を取らない家族や、同性カップルの方々をどうするか、LGBTの方々をどうするか等がありますけれども、世帯という単位は、当面の制度としては良いのではないかと思います。

3つ目に、徴収主体の問題や情報の取得方法に関して、非常によく整理されていると思いますが、前提として、今、受信料をお支払いでない方々、特に世帯がなぜそうなっているのかということの実態をもう少し知りたいと感じます。先ほど申しましたような受信料の経済的負担が重いのか、それとも放送コンテンツはテレビを使わずに見られる中には違法にアップロードされたコンテンツの視聴もあるとは思いますが、だから見ないということなのか、あるいは放送コンテンツに興味がないということなのか、それによって、徴収主体や情報取得方法の制度の設計の仕方が変わってくるように思います。

同時に、このことはまた、先ほど私が示唆しましたように、テレビ受信機は持たないけれども、インターネット経由で公共放送を視聴したいという方に受信料の負担対象を広げるとしたときに、果たしてどれぐらい広がるかという問題でもあります。単にそのような制度を設ければ、今テレビを持っていないご家庭から支払いがなされるだろうというのは、私は少し甘い見通しのような気がしておりまして、むしろ今テレビ受信機を持たないという選択をしている方々にどうリーチしていくのかということを考える必要があります。その点も含めて、その前提になる実態調査が欲しいと思いました。

意見は以上ですが、先ほど強調しましたように、この公共放送の問題は放送制度全体

に関わることで、民間放送事業者の方は今、非常に大変だということは承知しておりますが、ぜひご意見を頂ければと感じています。

【林構成員】

林でございます。事務局におかれてはたいへん丁寧に議論をまとめてくださりまして、おかげさまで、頭の整理が出来ました。その上で、3点コメントがございます。

1点目は、常時同時配信の位置付けの議論について、前回非公開会合のときにも申し上げましたが、またさきほど大谷構成員からもお話がありましたが、「任意業務」から「本来業務」としての格上げの議論が必要ではないかと存じます。そのためには、常時同時配信の単なるニーズ論からの脱却を図る必要があると思います。これまで、常時同時配信は国民・視聴者からの一定の「ニーズ」があるから導入するという言い方がされてきましたが、以前申し上げましたように「ニーズ」というだけでは弱いと思います。常時同時配信は単に顧客満足度を上げるためだけのものではないと存じます。むしろ、テレビ受信機で受信していない非リーチ対象のアクセスをどう担保するか、とか災害時や非常時へのアクセスをどう担保するかといった、いわば公共放送としてのユニバーサルサービスとしての機能をいかに充実させるかという見地から、常時同時配信のあるべき役割論・機能論を再定位することが重要だと思います。

2点目は、43頁の情報の取得制度のところ、最初のマルの、「受信機未設置の申告が無い限り、原則として徴収対象とするという制度」は、確かに効率的な仕組みで、私も基本的に賛成なのですが、ただ、このような立証責任の転換のような制度を作るには、受信料の支払い義務があって、それに基づく申告義務という立て付けにしないとおかしくなるのではないかと思います。と申しますのも、納付義務がないのに申告義務を認めるのは、制度の前提を欠くと思いますので、このスライドにあるように、税金の申告義務と併せて設けられているというのは、そういう見地からなんだろうと思います。ですので、もし仮に負担金制度のようなものを指定するのであれば、その納付義務が前提としてあるので、申告義務を規定するというのは違和感のない立て付けだと思いますが、この申告義務の話は、受信料の法的性格の議論と不即不離だと思います。

3点目は、48頁の担保措置のところ、「行政上の強制徴収」については、「原則として受信料が公的債権として位置づけられている必要があり、契約に基づく債権である場合にはなじまない」とありますが、それはその通りなんだろうと思いますが、仮に公的債権に近い位置付けにしたとしても、不払いに対していきなり国家による強制徴収に行くというのは、国民・受信契約者の抵抗感も強いのではないかと思います。まずは、現行制度のように協会が不払い解消のための努力を尽くすことが先決だろうと思います。それでもうまくいかない場合には、不払い者情報を政府や公共機関等と共有して、スライド39頁にあるように、第三者機関が徴収の主体となることはありうるだろうと思います。

【宍戸構成員】

まず、事務局におかれまして、非常に丁寧な整理を頂いたことで、言わばボトムアップ式に、各論点について、構成員間でのそれぞれの前提であった見方がいかに多様であるかということが分かってきたと思います。あとは、これらの論点について、パッケージとして政策的にどのような組合せがあり得るかということも横断的に考えるタイミングに来ているかとも思います。その上で、前回会合で申し上げたことも含め、4点申し上げたいと思います。

1点目に、これは小塚構成員、大谷構成員もおっしゃったことに関わりませんが、受信料制度あるいは公共放送の問題が、根本的には民間放送とNHKとの間の2元体制、あるいは広い意味でのメディアの多元性を確保するための手段であるということから、

まず認識し、きちんと議論するということであると思います。

あわせまして、林構成員から、ニーズがあるというだけではNHKの業務としての同時配信の基礎付けとしては弱いというご指摘がございました。私もそう思っております。本来、NHKが同時配信を求める、あるいは、我々もこの議論を行うときに、そもそも公共放送の役割、機能を達成するために必要であるかどうかという議論をしてきたわけですが、同時配信をめぐる議論の中で、そもそもニーズがあるのかという投げかけもあったために、ニーズが一定程度あるということが何となく議論の前景に押し出されてきた経緯もございます。私はこの段階で正道に帰って、そもそも公共放送は何をすべきか、あるいは、現在のメディア、とりわけ民間放送を含めた放送メディアの置かれている状況の中で、NHKがどういった役割を果たすべきであり、そのために保障されるべき財源はどの範囲のものなのかという観点からの各論点の整理を行い、統合していく必要があるのではないかと思っております。

2点目ですが、受信料体系の根本として、今までのような、協会の放送を受信できる設備を設置するということそのままするのか、いわゆるイギリスBBCのiPlayerのような、自らのデバイスを、公共放送を受信するように使うと人に、テレビを設置する人と同じく公共放送あるいは放送制度を支える負担を求めるのか、そうではなく、ドイツ型の、言わば全世帯型の負担金制度にするのか、この大きな3つの選択肢があり得るのだらうと思います。

私自身はいわゆるドイツ型が絶対に排除されると思っているわけではございませんが、しかし、同時にドイツ型を取るということは、民間放送あるいは他のメディアとの関係で、公共放送が非常に強くなり過ぎる危険、メディアの多元性を損う危険がある一方で、受信者、視聴者の側にとっては、事実上、公共放送を受信することを強制することになることによる世論形成におけるゆがみの問題にどう対応するかということについて十分な検討が必要であるだらうと思います。

重ねて言いますと、衛星放送については、やはり20年、30年かけて、NHKのBSは50%ぐらいまで契約数が増えてきたという状況で、まだ衛星放送について受信料体系を一元化するところまで行ってないわけでございます。私は、これはそろそろ一元化を検討するタイミングに来ていると、この場で何度か発言したと思っておりますけれども、ネットについてそこまで今、言える状況なのか。NHK側がきちんと取り組んでいただくということも当然ですけれども、ドイツ型を具体的な政策の検討課題として考える状況なのかどうかということについては、先ほど申し上げました保護措置、セーフガードと併せて十分な議論が必要ではないかと考えております。

3点目ですが、受信料の支払いの単位ですけれども、この点については世帯か個人かという議論がございました。先ほど小塚構成員から、放送のアイデンティティーはやはり世帯で見るとということにあるのではないかとご指摘があり、私もそれに非常に強く共感するところですが、この点については普段と違って小塚構成員と少し意見が違っているところがございます。やはり世帯を単位にするときに、そこで想定されていた世帯の在り方が、まさに小塚構成員がおっしゃったように、特定の世帯像を念頭に置いた形になっており、そのことが、私は放送からの国民の乖離を生んでいるのではないかと思います。

このような特定の世帯像を念頭に置いた制度のゆがみの問題は、ひとえに放送だけではなく、社会保障制度などにおいても一般に指摘されてきているところです。人々の多様なライフスタイルや価値観、利益の多様性を前提にし、また、情報化がそれを促進している。そういった多様な人々をいかに公衆へと包摂していくかということが、放送メディアの民主主義社会におけるあるべき役割であると私は考えております。そういった観点から見ますと、個人がデバイスで放送を視聴する、あるいは放送に類似のサービスを視聴することは個人情報なども本人同意などによって比較的把握しやすいといった、情報の取得とも併せまして、まずはむしろ個人を出発点にした上で、そして、現実の契

約単位として個人の集合体としての世帯に一定の役割を認めるけれども、そうでないところでは個人に立ち返って徴収の単位を、あるいは、徴収の計算を行うといった柔軟化を図っていくべきではないかと思っております。

最後に4点目ですが、このような受信料制度の見直しにおいて、改めてNHKのガバナンスが重要になってくるということをお願いしたいと思います。

私自身は、受信料の額の決定について、日本国憲法第83条の財政民主主義の前提からいたしますと、一定の国会の議決が必要であると考えたと同時に、それが毎会計年度の予算と同じように、NHKが予算を、総務大臣、内閣を通じて国会に提出して、それが一月ぐらいで、例えば国会が議論をして、それに対して承諾するか、しないかを決定するというようなやり方が、根本的なNHKの業務や受信料、それからガバナンスの在り方に実効性を伴っているのかどうかという点については疑問を持っているところでございます。

つまり、毎会計年度ごとに強いコントロールをしているという建前によって、現実のコントロール力が弱まっているのではないかと思います。むしろ中期経営計画等において時間をかけてNHKに作成いただき、また、それについても、政治、行政、広くは国民世論において一定のチェックをした上で、それを前提にして、毎会計年度の受信料額の決定は比較的負担を軽くするといったこともガバナンスの組み方としてあり得るのではないかと考えております。

【新美構成員】

まず、受信料の性格については議論がりましたが、私は、この受信料の性格を、これまであまりにもコンテンツのサービスを受けるということに焦点を合わせ過ぎていると思います。NHKの業務としては、放送技術等、放送を取り巻く様々な点についてリーダーシップを発揮して、それを民放の人たちと共有していくことが望まれておりますので、コンテンツだけではなくて、放送技術についてもきちんとNHKがどういう役割を果たすのかということを押さえていくことが必要だと思います。こういうことがなされていくと、公的な負担という色彩をより鮮明に意識することができるだろうと思います。

現在、受信料について、契約義務ということで当事者の意思に基づくものとされておりますけれども、基本的には公的な負担という概念と契約というのは相容れない概念だと思います。契約というのはまさに個人の自由ですので、あまり契約を前面に出すことは感心できないと思います。一種の道具として契約という仕組みがあり、これを利用しているものだと考えるべきだと思います。そういった意味では、公的負担というものをもう少しきっちり議論をしていく必要があると思います。

また、受信料との絡みでいきますと、徴収単位が問題になっておりますけれども、これは宍戸さんと意見が共通すると思いますが、現状、世帯を単位にすることが現実的ではないかという小塚さんのご意見には耳を傾けるところが多いのですが、その場合、世帯の定義がはっきりしていない、あるいは、現在の様々な家族の在り方について、我が国の世帯という捉え方、とりわけ家族法での、あるいは自治体での、地方自治法における取扱いが現実をきちんと反映しているならば世帯という考え方もあるでしょうけれども、現実の共同生活、家族の共同生活というのが極めて多様であるときに、世帯という概念、硬直な概念で対応するのは、これはやはり宍戸さんのおっしゃったように、社会の意識と乖離して行って、支持が得られないだろうと思います。そういった意味では、個人を単位とした上で、共同生活している人にどのような形で過重な負担を軽減していくのか、そういうことも考えていくのが大事だと思います。

受信料ないしはサービスが、NHKのサービスあるいは業務がどういうものであるのかをもっと中期経営計画の中で明確にしていっていただきたいと思うのですが、その中

で初めて受信料というものがどういった位置付けをしていくのか、そして、それが誰にどのように負担をお願いしていくのかということにつながっていくと思いますので、まずは今申し上げたような、NHKの事業は何ぞやということを改めて原点に戻って検討していただくことが大事ではないかと思っております。

【関口構成員】

事務局において上手におまとめいただいた資料で私も賛同しておりますが、1枚目のところの4番について、一言だけコメントしておきたいと思っております。ここでは、受信料で賄われるべき業務は何かの検討を踏まえて、適正な支出を基にして収入を決める仕組みも必要であると指摘されております。

従来は、この下にございますように、受信料収入の10%を超える徴収費用をかけてようやく82.1%という徴収率に上げてきたと、他国に比べると大分見劣りするということも書いてありましたが、このように受信料徴収率を少しずつ上げることによって受信料収入が上がってきた、その結果として気がついたら費用も増えてきてしまったという実態を見つつ、今後、潜在的にはテレビの非接触者の増加等を考えると、今後このまま受信料収入が推移していくとも思えないということで、逆転の発想をすることになったと思うのですが、ここで問題になってくるのは、適正な支出のあるべき姿は何なのかということだと思っております。公共放送という公共概念について、改めて限定的に検討していかざるを得ないと思えます。

その意味では、この適正支出の根拠となる中期経営計画等の妥当性は、どういった判断基準で評価をしていくのかという、その評価基準そのものの存在を求めざるを得ないという気がしております。今回、収入が費用を決めていくのか、費用が収入を決めていくのかというコペルニクス的な展開がここに書かれているわけですが、ここについては、改めて公共という概念をどのように捉えるか、それを具体化した番組というのはどういうものなのかということについての議論がしっかりとなされた上で、適正な支出の妥当性が判断できるのではないかと理解いたしました。

【多賀谷分科会長】

私から、今までの構成員の方々からの発言について、少しコメントをさせていただきたいと思えます。

1つは、大谷構成員が、契約の締結において双方の意思表示の合致を見るために世帯訪問をするのは限界になっているのだろうと、これは確かにそのとおりでありまして、何らかの方法、形で、それ以外の方法が可能かどうかということを検討するべきだろうという気がいたします。

それから、動画コンテンツがこれだけ普及してくると、公共放送あるいは通常の放送はどうなのかということですが、1つとしては、放送の固有の役割は生ものの提供といえますか、ニュース等の提供があるだろうと。

それから、そのことと関連いたしますけれども、通信・放送融合の時代において、従来のいわゆる総合放送方式、ニュースや、色々な分野の放送をワンセットで行うことは、地上波の周波数が限定されていたことから、民放を含めて、放送局皆、その総合放送方式にならざるを得なかったわけですが、今後こういう形で動画コンテンツ、OTTが娯楽番組に専門的に入ってくる場合に、総合放送方式は維持できるのか、そうでない場合に、公共放送としてどういったものが残っていくかということが恐らく問題になると思えます。

それから、世帯について、これも構成員の中で意見が分かれておりますが、私は、実態として世帯が今後どうなっていくかという話とは別に、現実に公共放送や民間放送を受信するテレビアンテナ、それから、通信を使った場合には光ファイバーのWi-Fi

端末という形で、個人ではなくて、やはり住居を単位にせざるを得ないのではないかと
思います。

また、NHKプラスについても一部の方々がおっしゃいましたけれども、NHKプラスが今のところは受信料を払っている人たちについてのみ提供されているわけですが、今後それが広がっていく場合において、これからはテレビを見ない世代の人たちが出てくるわけですが、若者たちがこのNHKプラスを見るようになるのかどうか、あるいは他の民間放送局でも同じようなサービスが始まっていますけれども、若者たちを引きつけるためにはどのような方策を放送事業者が取ることができるか、それにかなりかかっていると思います。

それでは、高市総務大臣も参加されましたので、ご挨拶を頂きたいと思います。

【高市総務大臣】

皆様、こんにちは。

多賀谷分科会長をはじめとする構成員の先生方には、今回もご多用の中、ご参加いただき、活発なご議論を賜り、誠にありがとうございます。

公務がございましたので、遅れての参加となりましたことを、まずおわび申し上げます。

この分科会では、6月に、三位一体改革推進のためのNHKにおいて取組が期待される事項を取りまとめていただきました。その際、私のほうから受信料設定の在り方について、諸外国の例も参考にご議論いただきたい旨を申し上げます。

これまでどおりの受信料体系では視聴実態と乖離していくおそれがございます。このため、例えばでございますが、良質で公益性の高い番組づくりに資源を集中していただき、徴収の効率化を図っていくということなどにより経営コストを大胆に圧縮すること、つまり、NHKをスリムで強靱な組織にいただいた上で、NHKの番組をネットのみで視聴することを希望する方の取扱いといった点について具体的な検討を進めていく必要がございます。

また、一部の先進国では、国民のほとんどが何らかのメディアを通じて公共放送を視聴可能な環境にあるということ踏まえ、受信機器が何であるかに依拠しない形で負担金を徴収する例もございます。こうした制度につきましても、我が国の視聴環境の変化を見据えながら、よく研究していく価値はあると考えております。

NHKの受信料を安く公平感のある、また、納得感のある形にしていくためには、その前提として、公共放送として真に必要な放送波は、衛星、ラジオなどにおいてどうあるべきなのか、つまり、新放送センターの建設ですとか、機材調達などのコストに大きく影響を及ぼす点でございますが、これも課題になると思います。

さらに、子会社を含めて、グループのガバナンスを通じてどのように無駄を排除していくのかといった点が課題になることも言うまでもございません。

本日までのご議論を通じまして、諸外国の公共放送の受信料制度について理解が深まってまいりましたので、構成員の先生方におかれましては、次回以降予定しておりますNHKからの中期経営計画に関するヒアリングや、民放をはじめとする関係者のご意見も踏まえながら、あるべき制度設計に向けて検討を一層加速していただくようお願い申し上げます。

その中で出てきた案について、仮に放送法の改正が必要だということになりましたら、これはしっかりと総務省として踏み出してまいりたいと考えております。私からは以上です。本日も本当にありがとうございました。

以上